

申告・記帳・決算
新規開業・法人設立
労働保険・一人親方
税金相談・法律相談
《相談は大宮民商へ》

大宮民商 News

大宮民主商工会 〒330-0856 さいたま市大宮区三橋 3-262
TEL:048-623-6731 FAX:048-622-7162 営業時間:9～17時
休み:土日祝 WEB <http://www.ohmiyaminsyo.jp/index.html>
ホームページ



2021年
(令和3年)
4月12日
第1102号



twitter

確定申告 完了しましたか？

令和2年分の確定申告の締切は4月15日です。
さいたま市の **小規模企業者等給付金** や中小企業
庁の **一時支援金** の申請には、**令和2年分の確定申
告書の控えが必要**です。

労働保険 年度更新の時期です

大宮民商 労働保険事務組合に加盟
の事業所へ書類が届きます。記入押
印して4月30日までに大宮民商へ
ご返送ください。書き方等、ご不明
な点は民商へお問い合わせ下さい。



《 予 定 表 》

4/14 (水) 三役会 15:00～
4/15 (木) 確定申告 期限日
4/20 (火) 婦人部会 13:00～
4/22 (木) 常任理事会 18:00～



埼玉県感染防止対策協力金

第8期(4/1～4/21) が実施されています
営業時間は夜21時まで、酒類の提供は夜20
時までとすること(第7期と同じ)。

第4期(1/12～2/7) 申請受付は**3月26日**で終了しました
第5期(2/8～3/7) 申請期限は**4月23日**まで
第6期(3/8～3/21) 申請期限は**5月12日**まで
第7期(3/22～3/31) 申請期限は**5月21日**まで
必要書類(詳細は埼玉県 HP で確認してください)

- ① 申請書 (県 HP からダウンロード)
- ② 本人確認書類のコピー (免許証など)
- ③ 通帳のコピー (振込先口座の)
- ④ 店舗の外観全体・店名が分かる写真
- ⑤ 営業に必要な許認可証のコピー
- ⑥ 営業時間短縮・酒類提供時間が分かる書類の写真
- ⑦ 『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を店頭に掲示している写真
- ⑧ 「埼玉県 LINE コロナお知らせシステム」の QR コードを店頭に掲示している写真



時短協力金&一時支援金に 該当しない事業者へ支援 さいたま市 小規模企業者等給付金

〔要件〕 新型コロナの影響により今年1～3月のいずれかの月の売上げが、令和2年の1～12月のいずれかの月と比較して減少していること。市税を滞納していないこと等。

〔給付金額〕 1事業者当たり一律10万円 〔申請方法〕 郵送 (申請書は市HPか区役所窓口で入手)

〔対象者〕 常時使用する従業員数が20人(卸・小売業又はサービス業は5人)以下の事業者で
法人：市内に本社または本店を有する小規模企業者
個人：市内で事業を行い、市内に住民登録のある個人事業主

〔対象外〕 県の時短営業協力金もしくは経産省の一時支援金の支給を受ける事業者

〔必要書類〕 共通：□申請書&添付書類(ダウンロードか窓口で入手) □振込先口座の通帳のコピー
法人：□登記簿謄本(発効3か月以内のもの)か、国税庁の法人番号公表サイトの法人情報
□直近決算期の法人税確定申告書控え(受領印のあるもの)のコピー。e-Taxの場合は受信通知も
□直近決算期の事業概況説明書(両面)のコピー

個人：□本人確認書類(免許証、保険証など)
□開業届か青色決算書か収支内訳書か市内に事業所があることの証明書類(店舗写真、パンフ、ホームページ等)
□令和2年分の確定申告書控え(受領印のあるもの)のコピー。e-Taxの場合は受信通知も

〔申請期限〕 令和3年6月30日まで 詳しくはさいたま市のホームページでご確認ください



☆班集金・個別集金ともに15日集金へのご協力をお願いします。☆相談・来所時は事前に電話予約してください。

〈世相〉家庭や職場で余っている食材を持ち寄り必要としている人に無料で配る「フードライブ」が各地で開催中。余剰食材があればぜひ寄付を。

☆☆中小企業で最大 60 万円、個人事業主で最大 30 万円☆☆

経済産業省 一時支援金の概要

給付対象（下記の全てに該当する事業者）

- 緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること。
- 2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の売上が50%以上減少していること。
- 給付後も事業継続の意思があること。

飲食店の時短協力金(感染防止対策協力金)を受け取る事業者は対象外です。

給付額（上限：中小企業 60 万円、個人事業主 30 万円）

2019年 or 2020年 1～3月売上合計 - 2021年の対象月の売上×3

申請方法

1. 一時支援金ホームページで仮登録して申請 ID を発番する。

2. **※登録確認機関による事前確認**（事業の実態確認）を受ける。

3. 一時支援金 WEB サイトで、もしくは予約してサポート会場で申請する。

埼玉県サポート会場：コモディイイダ川口東口店 2F（〒332-0017 埼玉県川口市栄町 3-4-18）
電話予約窓口（オペレーター対応）0120-211-240 8:30～19:00（土日・祝日含む全日）

※登録確認機関は、顧問税理士、口座がある金融機関、商工会議所などです。顧問税理士がいる場合はまずはそちらへ、次に口座がある金融機関へ、最後に商工会議所へ問い合わせましょう。それでも登録確認機関が見つからない場合には、相談窓口 0120-211-240 へ相談してください。

登録確認機関で事前確認してもらう際に必要なもの

- ①本人確認書類（法人は履歴事項全部証明書）
- ②2019年分&2020年分の確定申告書（法人は2019年1月から3月まで及び2020年1月から3月までその期間内に含む全ての事業年度の分）
- ③2019年～2021年対象月 各月の売上台帳、請求書、領収書など
- ④2019年1月～の通帳（事業取引のもの）
- ⑤宣誓・同意書（一時支援金 HP でダウンロード）
- ⑥取引先情報一覧（名称、住所、電話番号）



申請期間

3月8日～5月31日

詳しくは「一時支援金」のホームページでご確認ください。
<https://ichijishienkin.go.jp/>

QRコード

